

改正

令和6年8月30日告示第429号

令和7年3月31日告示第191号

令和8年3月27日告示第166号

盛岡市地域みらい農業人材支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 離農の抑止並びに農作業の効率化及び生産性の向上を図るため、認定農業者又は多様な農業者が地域みらい農業人材支援事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第5項により定めた基本構想に基づき、法第12条第1項、法第13条第1項又は法第13条の2第1項により農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 多様な農業者 地域計画（法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者又は位置付けられることが確実であると市長が認めた者であって、認定農業者でないものをいう。
- (3) 農業用ドローン 農作業の効率化を図る機能を有する無人マルチローター（無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）第1に規定する無人マルチローターをいう。）のうち新品のものをいう。
- (4) オペレーター講習 航空局ホームページに掲載する無人航空機の操縦者に対する技能認証等を実施する団体等の確認手続について（平成29年3月31日付け国空航第11617号航空局安全部運行安全課長通知）により航空局ホームページに掲載された団体が当該掲載期間中に実施する講習及び航空法（昭和27年法律第231号）第132条の69の規定により登録を受けた講習機関が当該登録の有効期間中に実施する講習をいう。
- (5) 遠隔操作等草刈機 草刈りを遠隔操作により又は自動的に行う機械であって、農地に用いるもののうち新品のものをいう。
- (6) スマート農業機器等 農林水産省が平成30年8月に公表したスマート農業技術カタログに記載のある技術を用いた機器等（農業用ドローン及び遠隔操作等草刈機並びにソフトウェア、情報通信機器その他の農業以外の目的に使用可能な汎用性が高いものを除く。）のうち新品の

ものをいう。

- (7) その他の農業用機械等 農業の用に供される機械（農業用ドローン、遠隔操作等草刈機及びスマート農業機器等を除く。）又は施設（当該機械又は施設のうち、農業以外の目的に使用可能な汎用性が高いものを除く。）をいう。

（補助対象者）

第3 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件（第4の表5の項又は6の項に掲げる経費以外の経費について補助金の交付を受けようとする者にあつては、第6号に掲げる要件を除く。）を満たすものとする。

- (1) 認定農業者又は多様な農業者であつて、この告示による補助金の交付を受ける年度の翌年度から4年間は、当該補助金の交付の申請時と同程度以上の経営規模で農業経営を継続することについて強い意欲を有しているもの
- (2) 市の区域内に住所を有する個人又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する法人（市の区域外に主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。）
- (3) 市の区域内の農地を10アール以上耕作している者
- (4) 補助金の交付の申請をする前年において、農産物の出荷又は販売実績がある者
- (5) 第1に規定する経費について国又は県等の支援事業を活用できる見込みがない者
- (6) 補助金の交付の申請をする前年における農業所得（所得税確定申告書等（所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項の申告書又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書をいう。）又は法人税確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の申告書をいう。）における農業に係る所得金額をいう。以下同じ。）の額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以下である者
- ア 認定農業者の場合 200万円
- イ 多様な農業者の場合 50万円
- (7) 盛岡市親元就農給付金支給要綱（令和2年告示第520号）の親元就農給付金の交付を受けていない者
- (8) 盛岡市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱（令和4年告示第479号）の経営開始資金の交付を受けていない者
- (9) 市税を滞納していない者

（補助金の交付の対象及び補助額）

第4 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

経費	補助額
1 農業用ドローンの購入費（一の補助対象者につき2台	当該経費の合計額の2分の1に相

<p>を限度とする。)</p>	<p>当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が1台につき60万円を超えるときは、1台につき60万円を限度とする。</p>
<p>2 オペレーター講習の受講料（法人の場合にあっては、一の補助対象者につき2人分を限度とする。)</p>	<p>当該経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が1人につき15万円を超えるときは、1人につき15万円を限度とする。</p>
<p>3 遠隔操作等草刈機の購入費（一の補助対象者につき2台を限度とする。)</p>	<p>当該経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が1台につき60万円を超えるときは、1台につき60万円を限度とする。</p>
<p>4 スマート農業機器等の購入費（一の補助対象者につき1台（同一のスマート農業機器等を購入する場合には、2台）を限度とする。)</p>	<p>当該経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が1台につき50万円を超えるときは、1台につき50万円を限度とする。</p>
<p>5 その他の農業用機械等の購入費（購入価格が10万円（複数購入する場合にあっては、当該その他の農業用機械等ごとにそれぞれ10万円）以上であって、残存耐用年数が7年（中古のその他の農業用機械等の場合には、2年）以上であるものに限る。)</p>	<p>当該経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が10万円（認定農業者にあっては、20万円）を超えるとき</p>

	は、10万円（認定農業者にあつては、20万円）を限度とする。
6 1の項及び3の項から5の項までに掲げる機械等の修繕費（当該修繕に要する費用の額が10万円（複数修繕する場合にあつては、当該機械等ごとにそれぞれ10万円）以上であるものに限る。）	当該経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が10万円（認定農業者にあつては、20万円）を超えるときは、10万円（認定農業者にあつては、20万円）を限度とする。

（補助金の交付の制限）

第5 一の年度において第4の表1の項及び3の項から5の項までに掲げる経費のいずれかの経費に係る当該補助金の交付の申請をした者は、当該年度において当該経費以外のこれらの経費に係る当該補助金の交付の申請をすることができない。

（補助金の交付の決定）

第6 規則第4条の規定による申請があつたときは、別に定めるところによりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

（活用状況報告等）

第7 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から4年間、毎年3月末までに農業用ドローン、遠隔操作等草刈機、スマート農業機器等又はその他の農業用機械等の活用状況等について、地域みらい農業人材支援事業営農状況報告書に別に定める書類を添えて報告しなければならない。

（補助の実施期限）

第8 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰り上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定農業者の人数
- (2) 当該補助金を活用して営農を継続している者の人数
- (3) 農業用ドローン、遠隔操作等草刈機又はスマート農業機器等を購入した者の農作業時間の削減率及び農業所得の増加率

（申請の取下期日）

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日か

ら起算して15日以内とする。

(提出書類)

第10 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文 (令和6年告示第429号抄)

令和6年5月24日から適用する。

改正文 (令和7年告示第191号抄)

令和7年4月1日から施行する。

改正文 (令和7年告示第166号抄)

令和8年4月1日から施行する。

別表 (第9関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 見積書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写し 5 事業結果の分かる書類 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	事業完了後30日以内 又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書の受領後15日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払を受けようとする日の30日前

規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	財産の処分をしようとする日の30日前
-----------	-----------	----	--------------------